

次に問題番号①～⑩の記述についてそれぞれ正しいと思うものには「はい」、間違っていると思うものには「いいえ」のいずれかを選び、解答用紙の解答欄にマークしてください。

〔問題〕

- ① 株式会社は、金融商品取引法に基づく公認会計士監査を必ず受けなければならない。
- ② 上場会社及び大手会社以外の会社は、内部統制の構築をしてはならない。
- ③ 元請下請間の取引慣行として過年度以前より行っていたものであれば、法令違反の内容が含まれていても問題ない。
- ④ 収益認識に関する会計基準では、収益の認識を5つのステップに分けており、その1つ目のステップが「契約における履行義務の識別」である。
- ⑤ 監査は、その方法が適正であれば、親族が行っても第三者である公認会計士が行ってもその信頼性に差はない。
- ⑥ 複数の担当者による不正の共謀があった場合や、経営者が不当な目的のために内部統制を無視した場合など、内部統制には限界がある。
- ⑦ 元請負人が予定価格1,000万円の下請契約を締結する際、見積期間を6日として下請負人に見積りを行わせることは、建設業法上違反にはならない。
- ⑧ 未成工事収支比率が100%以上であれば、請負工事に対する支払能力が十分であると解釈できる。
- ⑨ 取締役は財務諸表の作成と開示を行う義務があるが、適正な財務諸表を作成するためであれば、監査人が財務諸表を作成してもよい。
- ⑩ 一般管理費予算は、コミテッド・コストとマネジメント・コストとに分類され、コミテッド・コストには減価償却費や固定資産税などが含まれる。

〔問題〕

- ⑪ 収益認識に関する会計基準では、顧客との契約を識別する必要があるため、同一の顧客と同時にまたはほぼ同時に締結した複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理することは絶対に認められない。
- ⑫ 内部統制向上のメリットには、重大なミスや社員の不正行為の防止、取引先や地域社会等からの信頼の獲得などがある。
- ⑬ 利益計画のためには、売上高と費用を予測する必要があるが、その際にはCVP分析が利用される。
- ⑭ 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して企業の状況を適正に表示しているかを確認することである。
- ⑮ 建設業における流動比率を計算する際に、流動資産から未成工事支出金を控除した金額を流動負債から未成工事受入金を控除した金額で除して求めるのは、未成工事勘定が巨額になる点を考慮しているためである。
- ⑯ 原価回収基準により収益を認識した場合には、工事利益は0円となる。
- ⑰ 管理会計は経営管理に資することを目的としているため、経営者に有益な情報となるならばその方法は問わない。
- ⑱ 収益認識に関する会計基準においては、原則として工事完成基準により収益を計上できないが、工期がごく短い場合には簡便的な会計処理として工事完成基準の適用が認められている。
- ⑲ 下請工事に関し追加工事等が発生した場合には、元請負人が書面又は電子による契約変更を行わなければ、建設業法上違反となる。
- ⑳ 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見があれば、その財務諸表には虚偽表示がまったくないことを絶対的に保証している。